2　令第四十一条の五第二項の旅費（同条第一項第一号に規定する法第二十三条の十六第五項の規定により機構に同条第二項第七号の検査を行わせる場合における機構の職員に係るものに限る。）の額に相当する額（第百三十二条の五第五項において「機構職員旅費相当額」という。）は、旅費法の規定の例により計算した旅費の額とする。

3　前二項の場合において、法第二十三条の十六第二項第七号の検査のため当該検査に係る事務所の所在地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

（在勤官署の所在地）

第百三十二条の四　令第四十一条の五第二項の旅費（同条第一項第一号に規定するものに限る。）の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）を計算する場合において、法第二十三条の十六第二項第七号の検査のため、当該検査に係る事務所の所在地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目二番二号とする。

（旅費の額の計算に係る細目）

第百三十二条の五　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

2　法第二十三条の十六第二項第七号の検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。

3　旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

4　厚生労働大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該検査に係る事務所の所在地に出張する職員の旅費相当額に算入しない。

5　機構が、旅費法第四十六条第一項の規定の例により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、機構職員旅費相当額に算入しない。

（通訳人の旅費の額及び通訳料の額）

第百三十二条の六　令第四十一条の五第二項の旅費（同条第一項第二号に規定するものに限る。）及び通訳料（法第二十三条の十六第二項第七号の職員に同行する通訳人に係るものに限る。）の額に相当する額は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）その他の会計に関する法令に規定する手続に従い締結した旅費及び通訳料（以下この条において「旅費等」という。）に係る契約に基づき支払うべき旅費等の額により計算するものとする。

2　令第四十一条の五第二項の旅費（同条第一項第二号に規定するものに限る。）及び通訳料（法第二十三条の十六第五項の規定により機構に同条第二項第七号の検査を行わせる場合における機構の職員に同行する通訳人に係るものに限る。）の額に相当する額は、会計法その他の会計に関する法令に規定する手続の例に従い締結した旅費等に係る契約に基づき支払うべき旅費等の額により計算するものとする。

第百三十五条の見出し中「適合性認証業務」を「基準適合性認証の業務」に改め、同条第一項中「これらの規定」を「第百十五条第一項中「登録認証機関（同項に規定する登録認証機関をいう。以下同じ。）」とあり、並びに第百十七条第三項、第百十八条第二項及び第四項並びに第百十八条の二第二項」に改め、同条第二項中「これらの規定」を「第百十五条第一項中「登録認証機関（同項に規定する登録認証機関をいう。以下同じ。）」とあり、並びに第百十七条第三項、第百十八条第二項及び第四項、第百十八条の二第二項並びに第百十九条の見出し」に改める。

第百三十六条の見出し中「適合性認証業務」を「基準適合性認証の業務」に改める。

第百三十七条の二十一第一項中「様式第七十五の二」を「様式第七十五の二の二」に改める。

第百九十七条の十二第四項中「法第二十三条の二の二十三第一項若しくは第六項の認証」を「基準適合性認証」に改める。

第二百七十二条第二号中「本邦」を「我が国」に改める。

第二百八十三条中「又は機構」を「若しくは機構又は登録認証機関」に改める。

様式第七十五の二を様式第七十五の二の二とし、様式第七十五の次に次の様式を加える。

様式第七十五の二（第百三十二条の二関係）

検査
質問　結果通知書

登録認証機関

登録認証機関の名称及び代表者の氏名	
登録認証機関の主たる事務所の所在地	
実施年月日	
実施結果	
備考	

上記により、検査　の結果を通知します。
質問

年　月　日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長　㊞

厚生労働大臣　殿

（注意）

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。

附　則

この省令は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。